答弁第二四三号

内閣衆質一六四第二四三号

平成十八年五月十二日

内閣総理大臣 小 泉 純 郎

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による国会議員の動向調査に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による国会議員の動向調査に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「国会議員の動向調査」の意味が必ずしも明らかでないため、 外務省としてお答えすることは

困難である。

三及び四について

御指摘の平成十八年四月二十六日の公判は、 外務省の職員が被告となっており、また、外務省の所掌事

務に関係するものであることを踏まえ、 外務省の大臣官房が関係部局と調整を行い、 国際情報統括官組織

の職員が当該公判を職務として傍聴した。

五から七までについて

お尋ねの 「報告書」の意味が必ずしも明らかではないが、 外務省においては、 平成十八年四月二十六日

の公判に関する行政文書は保有していない。